

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約

日本国及び、ブラジル連邦共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の分野における両国間の協力を一層実効あるものとすることを希望し、
そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望し、

刑事に関する既存の多数国間の条約に基づいて協力することについてのそれぞれの締約国の約束を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。
- 2 共助には、次の措置をとることを含む。
 - (1) 証言又は供述の取得

映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた聴取を可能とすること。

物件の取得（搜索又は差押えによるものを含む。）

人、物件又は場所の見分

人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は可能な場合には地方公共団体の保有する物件の

提供

請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

拘禁されている者の身柄の移送であつて証言の取得その他の目的のためのもの

刑事手続に関する文書の送達

犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中中央当局間で合意されたもの

3 この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

4 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨

げ、又は証拠を排除することに關し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条

1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。ブラジル連邦共和国については、中央当局は、法務治安省とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。

4 中央当局の指定の変更は、外交上の経路を通じた両締約国間の書面による合意により、この条約を改正することなく行うことができる。

第三条

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に關連すると認める場合

- (2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合
- (3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
- (4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあるとする十分な理由があると認める場合
- (5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合
- 2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中
央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適當と認める場合には、当該方法により共助の請求を行ふこと
ができる。この場合において、被請求国の中
央当局が求めるときは、請求国の中
央当局は、共助の請求の

追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。共助の請求には、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合又は両締約国の中間間に合意がある場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2 共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。

- 3 (6) (5) (4)
請求する共助の目的につ
請求国との関係法令の条文
共助の請求に当たつては、

3 共助の請求に当たつては、次の事項の
(6) 請求する共助の内容についての説明
(5) 請求する共助の目的についての説明

3 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

(2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(3) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表

(4) 取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(9) 請求国との関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(10) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明（(2)、(6)及び(8)に規定する方法についての説明を除く。）

(11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

4 被請求国が、共助の請求に当たつて通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中核当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

1 被請求国の中核当局は、請求された共助をこの条約の関連規定に従つて速やかに実施し、又は当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の中核権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2 被請求国の中核当局は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)、(8)又は(10)に規定する方法であつて共助の請求に示されたものに従う。

3 被請求国の中核当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中核当局は、自國が一定の条件を付

して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条

1 被請求国は、両締約国の中中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2 1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、ビデオ会議を行うための回線の設営のために被請求国において生ずる費用及び当該回線の被請求国における使用に関連する費用並びに第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が負担する。

3 両締約国の中中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条

1 被請求国の中中央当局は、請求国が当該中中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。

2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従つてのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第八条

- 1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従つて輸送し、及び保管することを要請することができる。
- 2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従つて提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。
- 3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なし

に当該物件を見分してはならない。

第九条

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことの可能とするよう、及び当該特定の者が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従つて証言又は供述の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であつても、証言又は供述を取得する。

(2) 被請求国は、証言又は供述を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物を請求

国の中央当局に提供する。

第十条

1 請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、ビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するため、並びに必要な場合には請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するために協議する。

2 両締約国間に別段の合意がある場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

- (1) 被請求国は、共助の請求に示された聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。
- (2) 請求国は、必要に応じ、被請求国の当局又は聴取される者の要請により、当該当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(3) 聽取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則並びに両締約国間で相互に決定した条件及び方法に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(4) 被請求国の当局は、聽取の間立ち会い、及び当該聽取を観察する。当該当局は、当該聽取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件及び方法が尊重されていないと認める場合には、当該聽取が当該基本原則並びに当該条件及び方法に従つて継続することを確保するため、当該聽取への介入及び当該聽取の打切りを含む必要な措置を直ちにとる。

(5) 聽取される者は、請求国又は被請求国のいずれかの法令に基づいて当該者に与えられる証言を行わない権利を主張することができる。また、両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置がとられる。

第十一条

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うこと可能とするよう最善の努力を払う。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従つて物件の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除又は特権を主張した場合であつても、物件を取得する。

(2) 被請求国は、物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該物件を請求國の中央当局に提供する。

第十二条

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うこと可能とするよう最善の努力を払う。

第十三条

被請求国は、自國に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十四条

1 被請求国は、自國の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自國の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自國の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第十五条

1 被請求国は、自國に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを伝達する。

2 請求國の中央當局は、1に規定する出頭のために自國が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中當局に通報する。被請求國の中央當局は、請求國の中央當局の要請に基づき、出頭が求められている者

の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

第十六条

1 証言の取得その他の目的のため、被請求国によつて拘禁されている者の身柄が請求国の領域内に所在する必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するとき有限る。

2(1) 請求国は、被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁する。

(2) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の合意その他の合意に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還する。

(3) 1の規定に従つて身柄を移された者が請求国によつて拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

3 請求国は、被請求国に対し、1の規定に従つて身柄を移された者の送還のために犯罪人引渡手続を開始

するよう要請してはならない。

第十七条

1 第十五条の規定に従つて請求国の関係当局への出頭が求められている者又は前条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が別段の同意を与え、かつ、両締約国の中中央当局間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2(1) 第十五条の規定に従つて請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し1の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

- (a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなつた旨を関係当局によつて書面により通知された後十五日が経過した時

- (b) 当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつてはその時
- (c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかつた場合（やむを得ない事情によるときを除く。）にあつてはその時

- (2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は保護措置が(1)(b)若しくは(c)の規定に従つて終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。
- 3 前条の規定に従つて請求国に身柄を移された者に対し1の規定に従つて与えられる保護措置は、当該者が被請求国に送還された時に終了する。
- 4 第十五条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者又は前条の規定の下で請求国への身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その出頭しないこと又は同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条

- 1 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。
- 2 共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該

共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によつて受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中核当局は、第五条6の規定に従つて裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中核当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

3 この条の規定に従つて送達された裁判上の文書であつて請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十九条

- 1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。
- 2 犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。
- 3 この条の規定の適用に当たり、善意の第三者の正当な権利及び利益については、被請求国の法令に従つ

て尊重する。

第二十条

この条約のいかなる規定も、いざれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十一条

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関する生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十二条

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生效の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に對して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

上川陽子

ブラジル連邦共和国のために

オタヴィオ・コルテス